

広島市規則第1号

令和8年1月26日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則
広島市工業技術センター条例施行規則（昭和62年広島市規則第47号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 試験設備の項中

天びん	1時間につき	100円	を
-----	--------	------	---

天びん	1時間につき	100円	に
磁束密度計	1時間につき	160円	
騒音計	1時間につき	120円	
周波数分析装置	1時間につき	230円	

改める。

別表第2 金属又は非金属等関係の項中

(2) 含油しているもの	1試料につき	3,940円	を
--------------	--------	--------	---

(2) 含油しているもの	1試料につき	3,940円
--------------	--------	--------

騒音測定	1 件（測定時間 1 時間以内）につき	1 , 190 円 (1 時間を超える測定にあつては、1 時間を超える 1 時間までごとに 120 円加算)	に
周波数解析試験	1 件（試験時間 1 時間以内）につき	1 , 310 円 (1 時間を超える試験にあつては、1 時間を超える 1 時間までごとに 230 円加算)	

改め、同表電子電気関係の項中

「	電気信号測定試験	1 件につき	1 , 300 円	」を
---	----------	--------	-----------	----

「	電気信号測定試験	1 件につき	1 , 300 円	」に
	磁束密度測定試験	1 件につき	1 , 110 円	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。